「エシカルな鉱物・金属調達に関する公開質問状 2017」へのご回答のお願い

拝啓

時下、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

エシカルケータイキャンペーンは、鉱物を採掘する過程で起きている環境・社会問題についての認知を広め、製品を通じて採掘問題を解決することを目指して 2010 年 7 月に開始した NGO のネットワーク活動です。(エシカルケータイキャンペーンについては別紙参照)

鉱物・金属調達に関しては、2010年に米国で成立したドッド・フランク法の紛争鉱物条項の影響もあり、ドッド・フランク法で情報開示が求められている内容については非常に取組みが進んでいると認識しています。しかし、ドッド・フランク法で取り上げているのは限られた地域・鉱物・社会問題のみですが、鉱山開発においてはその他にも様々な環境・社会問題が発生しており、法律対応に留まらない本質的な対応が必要だと考えています。

そこでこの度、鉱物・金属調達の際の環境・社会配慮などに関してお聞きしたく、メーカー、商社、鉱業、 流通各社に本質問状をお送りする第4回にあたる公開質問を実施いたします。

なお、質問項目作成にあたっては、サプライチェーンでの環境・社会配慮に関連するものとして国連のビジネスと人権に関する指導原則や OECD のデュー・ディリジェンス・ガイダンスを参考にしています。次ページの「参考資料」に対照表を掲載しましたのでご参照ください。

頂いたご回答は、エシカルケータイキャンペーンの Web サイトで、社名を含めご回答を頂いた形のままで 公開させて頂きます (ご回答がなかった場合も未回答ということで公開させて頂きます)。

ご多忙の折、大変恐縮ですが、<u>12 月 22 日(金)までに、E-mail にてご返答ください。</u>アンケート回答票のワードファイルは、エシカルケータイキャンペーンの web サイトにございますので、ダウンロードしてご記入ください。

ダウンロードサイト:http://www.ethical-keitai.net/metal_questionnaire2017

何卒ご回答のご協力をよろしくお願い致します。

敬具

- 同封物 -

- ・「エシカルな鉱物・金属調達に関する公開質問状2017」へのご回答のお願い(本紙)
- ・「エシカルな鉱物・金属調達に関する公開質問状 2017」及び回答票
- ・別紙 エシカルケータイキャンペーンについて
- ・エシカルケータイキャンペーンリーフレット

本件に関する返送先および連絡先

エシカルケータイキャンペーン実行委員会(担当:加治)

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-7-11 東洋ビル Tel: 03-5209-3455 Fax: 03-5209-3453

(アジア太平洋資料センター(PARC)内)

Email: info@ethical-keitai.net Web: http://www.ethical-keitai.net/

※出来るだけメールでお問い合わせください

【参考】

- ・エシカルな鉱物・金属調達に関する公開質問状 2014 結果 http://www.ethical-keitai.net/metal_questionnaire2014
- ・エシカルな鉱物・金属調達に関する公開質問状 2011

http://www.aseed.org/etc/metal_questionnaire2011/

・「メーカーの責任ある鉱物・金属調達」に関する公開質問状 2010

http://www.aseed.org/etc/metal_questionnaire2010/

参考資料

- ①「ビジネスと人権に関する指導原則:国際連合『保護,尊重及び救済』枠組実施のために」2011 年 6 月国際連合人権理事会採択
- ②「人権デュー・ディリジェンスのためのガイダンス (手引)」2015年1月 日本弁護士連合会発行
- ③「OECD 紛争地域および 高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」2011 年 経済協力開発機構 (OECD) 発行 ※経産省による仮訳を参照。

公開質問状項目	国連指導原則	OECD ガイダンス 附属書 1
質問 1	_	1. 強固な企業管理システムを構築する。
質問 1-1 方針	原則 16 方針によるコミットメント	1-A) 企業指針を採用
質問 1-2 内部管理	原則 19 人権の影響評価の組織内で	1-B) 内部管理を構成
	の統合	
質問 1-3 リスクの特定及び評価	原則 18 人権の影響評価	-
質問 1-4 サプライチェーン上での	原則 18 人権の影響評価	1-D)供給業者との契約書および合意書
徹底		のいずれかまたは双方の中に、サプライ
		チェーン指針を織り込むべき
質問 1-5 苦情申し立ての仕組み	原則 29 苦情処理メカニズムの構築	1-E)苦情処理メカニズムを構築すること。
質問2 リスクの特定および評価の	_	2. サプライチェーン内のリスクを特定、評
内容		価する。
質問 2-1 リスク特定のための情報	原則 18 (a)組織内外の専門知識の活	_
収集先	用、(b) ステークホルダーとの協議	
質問 2-2 対応すべきリスクの判断	原則 24 対応策の優先順位	_
基準		
質問 2−3 リスク評価の頻度	原則 18【解説】影響評価の定期的な	-
	実施	
質問3 特定されたリスクへの対応、	-	3. 特定されたリスクに対応するための戦
具体的な対応フェーズ		略を立案し、実施する。
質問 3-1 リスク評価の結果	原則 18 人権の影響評価	
質問 3-2 特定されたリスクの内	原則 19 人権の影響評価の組織内で	-
容	の統合	
質問 3-3 特定されたリスクへの対	原則 19 人権の影響評価の組織内で	-
応•是正策	の統合	
 質問 3-4 実際の事象をもとにした	原則 20 人権への影響の対応策の追	
対応策のシミュレーション	跡評価 	
	原則 22 人権への影響の是正	
質問 4 公開・コミュニケーション	原則 21 人権への影響についてのコ	5. サプライチェーンのデュー・ディリジェン
質問 4-1 人権への影響の対応・	ミュニケーション	スに関して報告を行う。
結果のウェブ公開		
質問 4-2 ステークホルダーごとの		
コミュニケーション		